

○成田市空き家バンク実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市が行う空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第13条に規定する必要な対策として、市内の空き家に関する物件情報を収集し、発信することにより、居住支援の充実及び空き家の利活用を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 市内に存在する個人の居住を目的とした専用住宅又は店舗併用住宅のうち、居住その他の使用がなされていないことが常態である建築物及びその敷地で、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第34条の2に規定する媒介契約を締結していないものをいう。
- (2) 所有者 空き家に係る所有権その他の権利を有し、当該空き家の売却又は賃貸の契約を締結できる権利を有する者をいう。
- (3) 空き家の利活用 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、本市の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活することをいう。
- (4) 空き家バンク 空き家の売却又は賃貸を希望する所有者から申込みを受けて登録した空き家の情報を、空き家の利活用を希望する者(以下「利用希望者」という。)に周知する、本市が行う仕組みをいう。

(物件の登録等)

第3条 所有者は、空き家バンクへの空き家の登録(以下「物件登録」という。)を受けようとするときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 成田市空き家バンク物件登録申込書(別記第1号様式)
 - (2) 成田市空き家バンク物件登録カード(別記第2号様式。以下「登録カード」という。)
 - (3) 同意書(別記第3号様式)
- 2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を確認し、適当であると認めるときは、成田市空き家バンク物件登録台帳(別記第4号様式。以下「登録台帳」という。)に登録するものとする。ただし、当該空き家が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 老朽化が著しいもの又は大規模な修繕が必要なもの
 - (2) 成田市暴力団排除条例（平成24年条例第39号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条例第9条に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者等」という。）が所有者であるもの
 - (3) 所有者（権利者・相続人を含む）が明確でないもの
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるもの
- 3 市長は、前項本文の登録をしたときは、成田市空き家バンク物件登録完了通知書（別記第5号様式）により、第1項の規定による申込みを行った所有者に通知するものとする。
- 4 物件登録の期間は、2年とする。ただし、第1項の規定による申込みを改めて行うことにより、再度登録をすることができる。
- 5 市長は、物件登録をしていない空き家のうち、登録することが適当と認められるものの所有者に対し、物件登録を勧めることができる。

（物件に係る登録事項の変更の届出）

第4条 前条第3項の規定による通知を受けた者（以下「物件登録者」という。）は、登録した事項に変更があったときは、成田市空き家バンク物件登録変更届出書（別記第6号様式）に変更後の事項を記載した登録カードを添えて、市長に届け出なければならない。

（物件の登録の取消し）

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、物件登録を取り消し、成田市空き家バンク物件登録取消通知書（別記第7号様式）により当該物件登録者に通知するものとする。ただし、第2号に該当するときは通知しない。

- (1) 空き家に係る所有権その他の権利に異動があったとき。
- (2) 市長が物件登録者から契約締結の報告を受けたとき。
- (3) 成田市空き家バンク物件登録取消依頼書（別記第8号様式）の提出があったとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたとき。

（媒介等の依頼）

第6条 市長は、市長が別に定める者に対し、物件登録者の希望等により物件登録に係る空き家の売買、賃貸借等の契約の代理若しくは媒介（以下「媒介等」という。）を依頼するとき又は依頼を中断し、若しくは終了しようとするときは、成田市空き家バンク媒介等（中断・終了）依頼書（別記第9号様式）により依頼するものとする。

(情報提供)

第7条 市長は、必要に応じて登録台帳に登録された情報を利用希望者に提供するものとする。

(利用者の登録等)

第8条 利用希望者は、前条の規定による情報の提供を受けようとするときは、成田市空き家バンク利用者登録申込書（別記第10号様式）に誓約書（別記第11号様式）を添えて市長に申し込まなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を確認し、当該申込みを行った者（以下「利用申込者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、成田市空き家バンク利用者台帳（別記第12号様式）に登録し、成田市空き家バンク利用者登録完了通知書（別記第13号様式）により、当該利用申込者に通知するものとする。

(1) 空き家の利活用が確実な者

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が適当と認めた者

3 前項の規定にかかわらず、利用申込者が暴力団密接関係者等その他市長が適当でないとする者であるときは、成田市空き家バンク利用者台帳に登録しない。

4 第2項の規定による登録の期間は、2年とする。ただし、第1項の規定による申込みを改めて行うことにより、再度登録をすることができる。

(利用に係る登録事項の変更の届出)

第9条 前条第2項の規定による通知を受けた者（以下「利用登録者」という。）は、登録した事項に変更があったとき、成田市空き家バンク利用者登録変更届出書（別記第14号様式）を市長に届け出なければならない。

(利用の登録の取消し)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第8条第2項の規定による登録を取り消し、成田市空き家バンク利用者登録取消通知書（別記第15号様式）により、当該利用登録者に通知するものとする。ただし、第2号に該当するときは通知しない。

(1) 空き家の利用者が第8条第2項各号の規定に該当しないこととなったとき。

(2) 市長が利用登録者から契約締結の報告を受けたとき。

(3) 空き家を利用することにより、公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。

あるとき。

- (4) 申込み内容に虚偽があったとき。
- (5) 空き家バンク利用登録の取消しの申出があったとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたとき。

(交渉の申込み等)

- 第11条 利用登録者は、物件登録者との交渉をしようとするときは、成田市空き家バンク物件交渉申込書(別記第16号様式)により市長に申し込まなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、当該申込みに係る物件登録者及び第6条の規定による依頼を受けて当該物件登録者と媒介等の契約をした者(以下「物件登録者等」という。)にその旨を通知するものとする。
 - 3 物件登録者等は、遅滞なく市長に交渉の結果を書面にて報告しなければならない。

(市の関与)

- 第12条 市長は、物件登録者等と利用登録者の空き家に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約については、直接これに関与しない。

(その他)

- 第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年5月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年11月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

別記

第1号様式（第3条関係）

成田市空き家バンク物件登録申込書

年 月 日

（あて先）成田市長

住 所 _____
氏 名 _____

成田市空き家バンク実施要綱第3条第1項の規定により、次のとおり空き家バンクへの物件の登録を申し込みます。

- 1 契約に関する交渉及び契約締結に係る全てについて、一般社団法人 千葉県宅地建物取引業協会印旛支部に媒介等を依頼し、情報を提供することについて承諾します。
- 2 私は、成田市暴力団排除条例（平成24年成田市条例第39号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条例第9条に規定する暴力団密接関係者ではありません。
- 3 空き家の現況は、成田市空き家バンク登録カードに記載したとおりです。

※ 申込みに当たり記載された個人情報、本事業の目的以外に利用いたしません。

なお、申込みに当たって、関連する様式2への記載が困難な方は、物件に関する資料を持参し、市の窓口へ申し出ただけであれば、記載の補助をいたします。

※ 成田市空き家バンク実施要綱第3条第2項のいずれかに該当するときは、成田市空き家バンク物件登録台帳に登録できません。

第2号様式 その1 (第3条関係)

成田市空き家バンク物件登録カード

登録番号	第 号	分類	<input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> 売却		<input type="checkbox"/> 住居専用 <input type="checkbox"/> 店舗併用		
物件所在地					家屋状態の目安		
価格	<input type="checkbox"/> 賃貸	円/月	敷金	ヵ月	礼金	ヵ月	
	<input type="checkbox"/> 売却	円					
所有者 管理者	〒 - 住所						
	氏名			TEL			
	携帯			FAX			
	E-mail						
その他 連絡先	〒 - 住所						
	連絡先名			TEL			
物件の 概要	面積		構造		建築年 (年)	用途地域 ()	
	土地	m ²	<input type="checkbox"/> 木造		補修の要否	補修の費用負担	
	建物	1階	m ²	<input type="checkbox"/> 軽量鉄骨造		<input type="checkbox"/> 補修は不要	<input type="checkbox"/> 所有者負担
		2階	m ²	<input type="checkbox"/> RC		<input type="checkbox"/> 多少の補修必要	<input type="checkbox"/> 入居者負担
			坪	<input type="checkbox"/> その他		<input type="checkbox"/> 大幅な補修必要	<input type="checkbox"/> その他
		坪	<input type="checkbox"/> 現在補修中				
間取り	1階	<input type="checkbox"/> 居間 () 畳 <input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> 風呂 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> その他 ()					
	2階	<input type="checkbox"/> 洋室 () 畳 () 畳 <input type="checkbox"/> 和室 () 畳 () 畳 () 畳					
利用 状況	<input type="checkbox"/> 放置 () 年	設 備 状 況	<input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 引き込み済み <input type="checkbox"/> その他				
	<input type="checkbox"/> 別荘 () 年		<input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> プロパンガス <input type="checkbox"/> 都市ガス <input type="checkbox"/> その他				
主要 施設 等 へ の 距 離	<input type="checkbox"/> その他	設 備 状 況	<input type="checkbox"/> 風呂 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 灯油 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> その他				
	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> 上水道 <input type="checkbox"/> 簡易水道 <input type="checkbox"/> 井戸 <input type="checkbox"/> その他				
	<input type="checkbox"/> 駅		km	<input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 浄化槽 <input type="checkbox"/> 浸透式 <input type="checkbox"/> その他			
	<input type="checkbox"/> バス停		km	<input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 水洗 <input type="checkbox"/> 汲取り / <input type="checkbox"/> 和 <input type="checkbox"/> 洋			
	<input type="checkbox"/> 市役所		km	<input type="checkbox"/> 車庫 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 物置 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
	<input type="checkbox"/> 病院		km	<input type="checkbox"/> 庭 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ペット <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可			
	<input type="checkbox"/> 消防署		km	その他特記すべき設備や物件の特徴等			
	<input type="checkbox"/> 警察署		km				
	<input type="checkbox"/> 保育園		km				
	<input type="checkbox"/> 小学校		km				
<input type="checkbox"/> 中学校	km						
<input type="checkbox"/> 公園	km						
<input type="checkbox"/> スーパー	km						
<input type="checkbox"/> ホームセンター	km						
<input type="checkbox"/>	km	間取り図 (別紙)		位置図 (別紙)			
特記事項	確認申請：有 (年 月 日確認) ・無						
	耐震診断：未・済 (補強不要・要補強) ・不要						
受付日	年 月 日		現地確認日	年 月 日			
登録日	年 月 日		有効期日	年 月 日			
登録抹消日	年 月 日		<input type="checkbox"/> 契約成立 <input type="checkbox"/> 登録抹消 <input type="checkbox"/> その他 ()				

※ 抵当権、相続登記及びその他説明事項等がある場合は、特記事項欄へ記載してください。
 なお、記載漏れにより瑕疵担保責任等が生じた場合、市は一切の責任を負いかねます。

記載補助者：

位置図

○記入については、目印となる建物、道路、河川等の名称も併せて記入してください。

A large empty rectangular box with a thin black border, intended for drawing a location map. The box is mostly blank, with only the text from the previous block at the top left corner.

間取り

建物・1階

建物・2階

第3号様式（第3条関係）

同意書

（あて先）成田市長

私は、空き家バンクに空き家の登録を申し込むに当たり、「成田市空き家バンク実施要綱」の手続を遵守するとともに、下記の内容について同意します。

記

- 1 成田市空き家バンク登録カードに記載されている事項のうち、所有者及び管理人が特定されるものを除いて、成田市のホームページで公開すること。
- 2 物件の交渉、契約及び管理に係るトラブルその他損害が発生した場合は、物件登録者・利用登録者・宅地建物取引業者間で解決に当たり、市には責任を追及しないこと。
- 3 物件登録の期間である2年を経過後、必要に応じて売却値の見直しについて検討すること。

年 月 日

登録申込者 住 所 _____

氏 名 _____

第5号様式（第3条関係）

第 号
年 月 日

成田市空き家バンク物件登録完了通知書

様

成田市長



年 月 日付けで申込みのあった物件の登録について、登録が完了したので通知いたします。

登録番号：第 号
登録日： 年 月 日
有効期限： 年 月 日

※ 変更が生じたときは、速やかに手続を行ってください。

第6号様式（第4条関係）

成田市空き家バンク物件登録変更届出書

年 月 日

（あて先）成田市長

申請者氏名 _____

成田市空き家バンク実施要綱第4条の規定により、登録台帳の変更について届け出ます。

登録番号：第 号

変更内容：

※ 成田市空き家バンク物件登録カードに登録番号及び変更後の事項を記載し、併せて提出してください。

第7号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

成田市空き家バンク物件登録取消通知書

様

成田市長

印

成田市空き家バンク実施要綱第5条の規定により、空き家バンクの物件の登録を取り消したので通知します。

登録番号：第 号

取消理由：

第8号様式（第5条関係）

成田市空き家バンク物件登録取消依頼書

年 月 日

（あて先）成田市長

申請者氏名

成田市空き家バンク実施要綱第5条の規定により、空き家バンクの物件の登録の取消しをお願いします。

登録番号：第 号

取消理由：

第9号様式（第6条関係）

第 年 月 日
年 月 日

様

成田市長

印

成田市空き家バンク媒介等（中断・終了）依頼書

成田市空き家バンク実施要綱第6条の規定により、下記の物件の売買・賃貸借に係る媒介等（中断・終了）を依頼します。

記

- (1) 物件番号：
- (2) 所在地：
- (3) 別紙台帳：

第10号様式（第8条関係）

成田市空き家バンク利用者登録申込書

年 月 日

（あて先）成田市長

（フリガナ）

氏 名 _____

住 所 （〒 - ）

電話番号 _____

FAX番号 _____

電子メール _____

成田市空き家バンク実施要綱第8条第1項の規定により、空き家バンクに利用者登録をしたいので申し込みます。

利用物件	住宅・店舗併用住宅			
利用目的	定住・就農・転勤・別用途活用（ ）			
勤務先	名 称			
	住 所			
	連絡先			
利用者構成	性別	続 柄	生年月日	職 業
	① 男・女			
	② 男・女			
	③ 男・女			
	④ 男・女			
	⑤ 男・女			
希望条件	希望家賃	円/月～		円/月
	希望エリア			
	希望間取り	部屋以上 ・ m ² 以上		
	車両の有無	無 ・ 有（ 台）		
	ペットの有無	無 ・ 有（ ）		
	入居時期	年 月 日頃		
	その他条件			

※記載された個人情報は、本事業の目的以外に利用いたしません。

第11号様式（第8条関係）

誓約書

（あて先）成田市長

私は、成田市空き家バンクの利用者登録の申込みに当たり、「成田市空き家バンク実施要綱」の手續及び下記事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 今後、空き家を利活用することとなったときは、成田の生活文化、自然環境等への理解を深め、居住者及び利用者としての自覚を持ち、よりよき地域住民として行動するとともに、管理者としての義務を履行します。
- 2 私は、成田市暴力団排除条例（平成24年成田市条例39号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条例第9条に規定する暴力団密接関係者ではありません。
- 3 空き家のバンクの申請を通じて得られた情報については、私自身が利用目的に従って利活用します。
- 4 物件の交渉、契約及び管理に係るトラブルその他損害が発生した場合は、物件登録者・利用登録者・宅地建物取引業者間で解決に当たり、市には責任を追究しません。

年 月 日

住 所

氏 名

第13号様式（第8条関係）

第 年 月 日 号

成田市空き家バンク利用者登録完了通知書

様

成田市長



年 月 日付けで申込みのあった利用の登録について、登録が完了したので通知します。

登録番号：第 号

住 所：

氏 名：

登 録 日： 年 月 日

有効期限： 年 月 日

※ 変更等が生じたときは、速やかに手続を行ってください。

第14号様式（第9条関係）

成田市空き家バンク利用者登録変更届出書

年 月 日

（あて先）成田市長

申請者氏名 _____

成田市空き家バンク実施要綱第9条の規定により、空き家バンクの利用者登録の変更について届け出ます。

登録番号：第 号

住 所：

氏 名：

変更内容：

第15号様式（第10条関係）

第 年 月 日
年 月 日

様

成田市長

印

成田市空き家バンク利用者登録取消通知書

成田市空き家バンク実施要綱第10条の規定により、空き家バンクの利用者の登録を取り消したので通知します。

登録番号：第 号

住 所：

氏 名：

取消理由：

第16号様式（第11条関係）

成田市空き家バンク物件交渉申込書

年 月 日

（あて先）成田市長

申込者氏名

成田市空き家バンク実施要綱第11条第1項の規定により、必要書類を添えて申し込みます。

希望物件番号 第 _____ 号

氏 名 _____ 印

住 所 (〒 -) _____

年 齢 _____ 歳

電 話 番 号 _____ - _____

F A X 番 号 _____ - _____

電子メール _____ @ _____

利用者構成 ①性別（男・女）続柄（ ）年齢（ ）歳
②性別（男・女）続柄（ ）年齢（ ）歳
③性別（男・女）続柄（ ）年齢（ ）歳
④性別（男・女）続柄（ ）年齢（ ）歳
⑤性別（男・女）続柄（ ）年齢（ ）歳

※ 審査の結果、物件交渉の申込みをお断りする場合があります。

申込みをされた個人情報は、物件登録者及び宅地建物取引業者（物件登録者が媒介等を依頼した場合のみ。）への情報提供に使用し、本事業の目的以外に利用しません。